学の契約に係る競争参加者資格審査等事務取扱要領」第２章で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は特定ＪＶの構成員の代表者は1250点（特定ＪＶの構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1050点）以上であること。

⑷　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了し、次の基準を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は特定ＪＶの代表者

鉄骨造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造（延べ面積3,500㎡以上）の校舎又は研究施設の新営工事

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員

鉄骨造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造（延べ面積1,800㎡以上）の校舎又は研究施設の新営工事

⑸　特定ＪＶの構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　特定ＪＶでの参加の場合の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　特定ＪＶの結成方法は、自主結成とすること。

⑻　特定ＪＶの構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　特定ＪＶの代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は特定ＪＶの代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　上記⑷①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑾　特定ＪＶの場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　上記⑷②に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑿　技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人京都大学から「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置（以下「取引停止措置」という。）又は、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが特定ＪＶの代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人京都大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「技術提案書等」及び「価格」をもって入札に参加し、次のｲ、ﾛの要件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ｲ　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ﾛ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

「標準点」を100点とする。「加算点」は最高30点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別紙工事概要に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、提案の内容により、評価項目毎に優（10点）／良（５点）／可（０点）で評価する。

②　「工事全般の施工計画」については、提案の内容により、優（10点）／良（５点）／可（０点）／不適切（欠格）で評価する。

③　各評価項目の評価点数の合計が最高の者に30点を与える。それ以外の者については、各評価点数の合計に応じ、按分して得られる数値を加算点とする。「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

本工事における評価項目は以下のとおりとする。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」

・外壁外断熱工法における外装仕上げ材の耐久性向上（剥落防止等）に有効な提案
・工事中における周辺環境への配慮に関する提案
・現場内で発生する建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化

②　「工事全般の施工計画」

・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒606―8501 京都市左京区吉田本町　京都大学施設環境部施設企画課予算管理・執行グループ（工事契約担当）　電話番号075―753―2308（直通）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成21年12月28日（月）から平成22年１月20日（水）午後５時まで

京都大学ホームページにて交付する。（京都大学トップページ＞企業の方＞入札情報）

なお、競争参加資格確認後に交付する設計図書等の購入に当たっては、実費とする。

⑶　技術提案書等の提出期限及び方法

平成22年１月20日（水）午後５時（必着）までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が残る方法に限る。）のいずれかの方法で提出すること（電送（ファクシミリ）による提出は認めない。土曜、日曜、祝日及び本学休業日（平成21年12月29日～平成22年１月３日）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。）。

⑷　特定ＪＶの場合の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

上記⑶に同じ。

⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法

上記⑶に同じ。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成22年３月４日（木）12時（必着）までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が残る方法に限る。）し、開札日には開札に立ち会うこと。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。なお、紙により入札書を提出する場合、提出場所は上記⑴と同じとする。

開札は、平成22年３月５日（金）午前９時30分、京都大学施設環境部入札室において行う。